



第65期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年3月27日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所 大阪府中央区備後町2丁目5番8号
綿業会館新館7階大会場

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件

議決権行使期限

2026年3月26日（木曜日）午後5時45分まで

大和冷機工業株式会社

証券コード：6459



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は創業以来、「社会の繁栄に貢献する」、「顧客のニーズに応える」、「社員の生活向上に努める」、「企業の安定成長をはかる」という経営理念を掲げ、業務用冷熱機器の総合メーカーとして快適で安全な食文化に貢献するという基本方針のもと、当社の特性でもある広範囲にわたる取引対象の情報を集約し、戦略的な提案営業の展開を心がけるとともに、全国に効率的な販売・サービス体制を整え、ユーザーが安心して当社の製品を使用し、迅速なメンテナンスサービスを楽しむ環境を一層整備してまいります。

また、全国のユーザーのニーズに応えるため、社員教育の充実を図り、地域密着型の直販体制とより細やかなサービス体制で「ユーザーの顔が見える」(Face to Face) 営業サービスを推進するとともに、営業需要の創造並びにユーザーと社会のニーズに沿った高付加価値製品の開発を図りながらユーザーの信頼を得て事業の拡大を目指します。

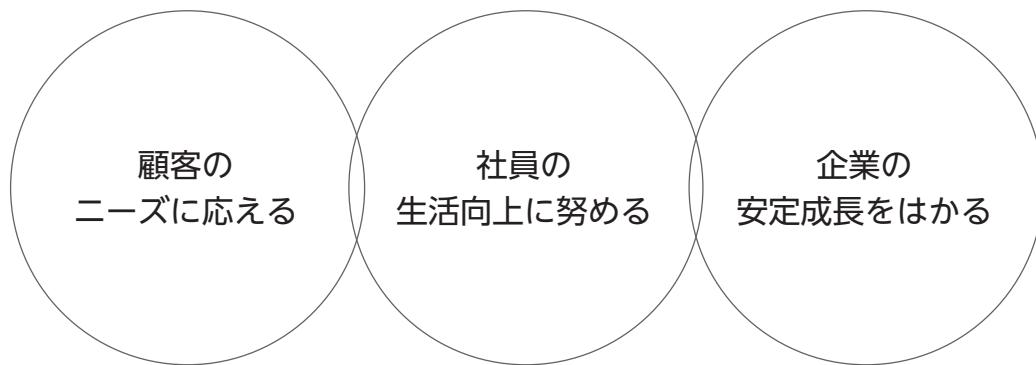
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 尾崎 敦史

会社の理念・方針

経営理念

「社会の繁栄に貢献する」



基本方針

創造し、計画し、確実に実行する経営

社訓

「至 誠」 誠の心と強固な意志をもって社業に精励する

「協 調」 連帯感の上に築き上げる共存共栄の精神

「創 造」 常に新しい技術の開発と業務の改善に努力する

当社は経営理念を通じ、市場・人材・資本の蓄積に努め、経営基盤の拡充を図り、企業の発展生成により社会の繁栄に貢献することとして位置付け、業務用冷熱機器の総合メーカーとして、快適で安全な食文化に貢献することを基本方針としております。また、当社社訓において、経営理念を実践するための役員及び従業員の心構えを定めております。

招集ご通知

(証券コード6459)
2026年3月5日

株 主 各 位

大阪市天王寺区小橋町3番13号

大和冷機工業株式会社

代表取締役社長 尾崎 敦史

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第65期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.drk.co.jp>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、

「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月26日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区備後町2丁目5番8号
綿業会館新館7階大会場

開催場所が利用できなくなる場合には、変更場所（開始時刻を変更する場合は変更後の開始時刻）等を当社ウェブサイト（<https://www.drk.co.jp>）にてご案内をいたします。株主総会当日に、ご来場予定の株主様は、あらかじめご確認ください。

3. 目的事項

報告事項 第65期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

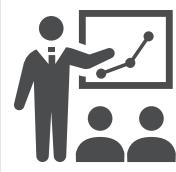
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

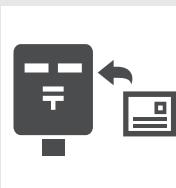


株主総会にご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年3月27日（金曜日）午前10時



書面による行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年3月26日（木曜日）午後5時45分必着



インターネットによる行使の場合

当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月26日（木曜日）午後5時45分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2026年3月26日（木曜日）午後5時45分までに**、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

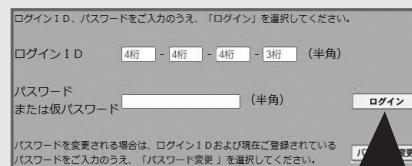
システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン、スマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



入力後、「ログイン」をクリック

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社はこれまで国内の飲食店・物販店へ冷設機器を中心にサポートしてまいりましたが、総合厨房メーカーを目指していくにあたり、厨房全体をトータルサポートできるよう、「冷機」だけでなく「熱機」などの商材も幅広く取り扱っているため、次のとおり商号を変更するものであります。

なお、商号変更の効力発生日につきましては、附則により2026年7月1日とし、効力発生日をもって、当該附則は定款より削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>大和冷機工業株式会社</u> と称し、その英文名を <u>DAIWA INDUSTRIES LTD.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>だいわ株式会社</u> と称し、その英文名を <u>DAIWA LTD.</u> と表示する。
【新設】	(附則) <u>1. 第1条の規定の変更は、2026年7月1日に効力が生じるものとする。</u> なお、本附則は同条の効力発生日をもって削除する。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	尾崎 敦史 再任	代表取締役社長	12回／12回
2	尾崎 雅広 再任	取締役副社長	12回／12回
3	すぎ杉 田 壽宏 再任	専務取締役	10回／12回
4	小原 真一 再任	取締役	9回／9回※
5	すい出 納 美宏 再任	社外取締役 独立役員	取締役 12回／12回
6	そえ添 田 千夏 再任	社外取締役 独立役員	取締役 12回／12回
7	たお峠 田 晃宏 再任	社外取締役 独立役員	取締役 12回／12回
8	なか中 西 美里 再任	社外取締役 独立役員	取締役 12回／12回
9	ふる古 谷 英司 再任	社外取締役 独立役員	取締役 12回／12回

※候補者の小原真一氏は、2025年3月28日開催の第64期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしましたので、第65期事業年度の取締役会への出席状況は就任後に開催された取締役会の回数を記載しております。

候補者
番号

1

お 尾 ざき 崎 あつ 敦 し 史

(1970年3月12日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1994年3月 当社入社
2000年7月 当社社長室長
2001年3月 当社取締役
2001年8月 当社取締役副社長
2002年3月 当社代表取締役社長（現任）
2008年3月 当社社長執行役員（現任）

当事業年度の取締役会
への出席状況
12回／12回

所有する当社株式数
3,766,260株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、当社業務全般に携わり職務を適切に遂行し、2001年3月の取締役就任及び2002年3月の代表取締役就任以来、経営者として当社業務全般を熟知するとともに、経営者としての豊富な知識と経験を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

2

お 尾 ざき 崎 まさ ひろ 雅 広

(1973年1月23日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1999年3月 当社入社
2001年8月 当社社長室長
2002年3月 当社取締役
2007年2月 当社直販営業戦略統括本部長
2008年3月 当社取締役退任
当社執行役員
2008年5月 当社社長室長
2013年3月 当社取締役
2016年6月 当社管理担当
2022年3月 当社取締役副社長（現任）
当社副社長執行役員（現任）
2025年3月 当社工場本部長（現任）

当事業年度の取締役会
への出席状況
12回／12回

所有する当社株式数
2,303,260株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、職務を適切に遂行して、管理部門、技術部門を歴任し、豊富な知識と経験に加え、当社業務全般を熟知するとともに、2002年3月の取締役就任以来、当社管理部門における実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

3

すぎ
杉 田 とし
ひろ
宏

(1954年6月17日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1981年9月 当社入社
 2005年3月 当社取締役
 2007年3月 当社常務取締役
 2007年11月 当社直販担当
 2008年3月 当社常務執行役員
 2014年3月 当社専務取締役（現任）
 当社専務執行役員（現任）
 2014年12月 当社営業担当
 2016年4月 当社法人担当
 2019年2月 当社営業企画担当

当事業年度の取締役会
への出席状況

10回／12回

所有する当社株式数

14,230株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、営業業務において職務を適切に遂行し、営業部門における豊富な知識と経験に加え、当社業務全般を熟知するとともに、2005年3月の取締役就任以来、当社営業業務における実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

4

お
小 原 しん
いち
真 一

(1977年8月9日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

2004年4月 当社入社
 2013年1月 当社総務人事部人事課課長
 2017年6月 当社人事部次長
 2019年6月 当社人事労務部部长
 2021年12月 当社業務本部本部長
 2023年5月 当社執行役員（現任）
 当社管理担当（現任）
 2025年3月 当社取締役（現任）

当事業年度の取締役会
への出席状況

9回／9回

所有する当社株式数

2,022株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、職務を適切に遂行して、豊富な知識と経験に加え当社業務全般を熟知するとともに、2023年5月の執行役員就任以来、当社管理部門における実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号 **5** すい どう よし ひろ
出 納 美 宏 (1969年8月21日生) **再任** **社外取締役** **独立役員**

【略歴、地位及び担当】

1996年4月 アーサーホーム(株)入社
2003年4月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支社
(現 メットライフ生命保険(株))入社
2013年4月 (株)RKコンサルティング入社
2014年7月 (株)フィックス・ジャパン (現 (株)オールワンエージェント) 入社
2020年4月 (株)リスクマネジメント・ラボラトリー入社
2021年3月 当社社外監査役
2021年4月 (株)フィックス・ジャパン (現 (株)オールワンエージェント) 入社
(現任)
2022年3月 当社社外取締役 (現任)

当事業年度の取締役会
への出席状況
12回/12回
所有する当社株式数
0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

不動産業界、保険業界における実務経験並びに企業コンサルティングにより培われた豊富な知識と経験に加え、当社での社外監査役としての経験を通じて、当社経営の監督、助言等を期待しているところ、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において積極的に発言を行い、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

候補者
番号 **6** そえ だ ち なつ
添 田 千 夏 (1982年6月18日生) **再任** **社外取締役** **独立役員**

【略歴、地位及び担当】

2003年4月 日本生命保険相互会社入社
2006年4月 ネイティブスピリッツ(有)入社
2008年9月 EF International school of English入学
2010年4月 添田司法書士事務所入所 (現 司法書士法人トウキ)
2013年3月 (株)SSG 取締役
2022年3月 (株)SSG 取締役 (現任)
2022年3月 当社社外取締役 (現任)

当事業年度の取締役会
への出席状況
12回/12回
所有する当社株式数
100株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

生命保険業界での実務経験や南米市場を中心とする音楽業界でのマネジメント経験及び不動産会社の役員など、幅広い経験と国際感覚を備えており、その豊富な知識と経験に基づいた当社経営への監督、助言等を期待しているところ、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において積極的に発言を行い、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

候補者番号 **7** **た お だ あ き ひ ろ** **峠 田 晃 宏** (1983年9月13日生) **再任** **社外取締役** **独立役員**

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

2011年12月 弁護士登録
 2012年1月 弁護士法人井上晴夫法律事務所入所
 2012年12月 同所退所
 2013年1月 たおだ法律事務所所長（現任）
 2019年4月 弁護士登録
 2020年4月 島根県建築審査会委員（現任）
 2021年11月 松江市法令遵守審査会委員（現任）
 2022年3月 島根県公害審査委員
 2022年4月 地方公務員災害補償基金島根県支部審査会委員（現任）
 2023年3月 当社社外取締役（現任）

当事業年度の取締役会

への出席状況

12回／12回

所有する当社株式数

0株

（重要な兼職の状況）

たおだ法律事務所所長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

法律に関する非常に高度な知識、並びに弁護士としての幅広い実務経験を有しており、また豊富な職務経験を活かして、当社の監督及び経営全般の助言をいただくことを期待しているところ、同氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、当社取締役会、月例報告会、その他重要会議において積極的に発言を行い、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

候補者番号 **8** **な か に し み さ と** **中 西 美 里** (1981年11月24日生) **再任** **社外取締役** **独立役員**

【略歴、地位及び担当】

2004年4月 大同生命保険株式会社福岡税理士共済支社入社
 2010年3月 同社退社
 2010年4月 有限会社Blake入社
 2022年11月 同社取締役（現任）
 2023年3月 当社社外取締役（現任）

当事業年度の取締役会

への出席状況

12回／12回

所有する当社株式数

500株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる小売業や美容関連事業及びインターネット通販事業の経営管理など豊富な経験・見識を有しております。これらの経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の監督及び経営全般の助言をいただくことを期待しているところ、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において積極的に発言を行い、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

候補者
番号

9

ふるや えいじ
古 谷 英 司

(1961年9月14日生)

再任

社外取締役

独立役員

【略歴、地位及び担当】

1984年4月 (株)太陽神戸銀行(現(株)三井住友銀行) 入行
2007年4月 ジャパン・ペンション・ナビゲーター(株) (出向) DC事業部長
2009年4月 (株)三井住友銀行 職域取引事業部 グループ長
2010年4月 同行 確定拠出年金推進室長
2015年10月 同行 職域取引事業部 部長
2017年5月 ジャパン・ペンション・ナビゲーター(株) (転籍) 常務執行役員
2024年3月 当社社外取締役(現任)

当事業年度の取締役会

への出席状況

12回/12回

所有する当社株式数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

都市銀行における長年の豊富な経験と人事労務(社会保険労務士)、内部統制(公認内部監査人)等専門的な知識・経験に加え、企業経営全般を経験しております。これらに裏打ちされた広い見識により当社経営の監督、助言等を期待できることから、引き続き社外取締役候補者としてしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者の出納美宏、添田千夏、峠田晃宏、中西美里、古谷英司の5氏は社外取締役候補者であります。なお、5氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。

3. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。

取締役の選定・指名手続等

当社は、取締役候補者の指名を行うにあたり、役割に応じた専門知識・能力・経験・見識・人柄等について検討し、取締役会において審議のうえ決定いたします。

社外取締役の独立性判断基準

当社は、会社法が定める社外性要件及び東京証券取引所が定める独立性基準をもって当社の独立性判断基準としております。また、当社取締役会は、候補者となる者の実績・経験・知見等を踏まえ、率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

以上

取締役・監査役スキルマトリックス

第2号議案「取締役9名選任の件」が承認された場合、各役員の構成は次のとおりであります。なお、各役員が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

氏名	役職	専門性と経験						
		企業経営	営業・マーケティング	製造・研究開発	財務・会計	グローバル	人事労務・人財開発	法務・リスクマネジメント
尾崎 敦史	代表取締役社長	○	○	○		○	○	○
尾崎 雅広	取締役副社長	○	○	○	○		○	○
杉田 壽宏	専務取締役	○	○	○			○	○
小原 真一	取締役	○		○	○		○	○
出納 美宏	社外取締役 独立役員	○	○		○			
添田 千夏	社外取締役 独立役員	○	○			○		○
峠田 晃宏	社外取締役 独立役員	○	○		○		○	○
中西 美里	社外取締役 独立役員	○	○		○		○	○
古谷 英司	社外取締役 独立役員	○	○		○		○	○
赤壁 誠司	常勤監査役				○			○
加茂 昌輝	社外監査役 独立役員	○	○	○	○		○	○
西村 博史	社外監査役 独立役員	○	○		○			○

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、アメリカの通商政策等による影響が自動車産業を中心にみられるものの緩やかに回復し、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されます。一方でアメリカの通商政策や物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響など、わが国の景気を下押しするリスクとなっております。

当社を取り巻く環境といたしましては、主要取引業種の外食産業にあっては、インバウンドの好調や顧客単価上昇により売上は増加傾向にあります。一方で客数はコロナ禍以前まで回復しておらず、人手不足や物価高騰の影響もあり、引き続き厳しい経営環境でありました。

このような経営環境のもと、省人化を支えるIoTに対応し、環境にやさしい自然冷媒を採用した業務用冷蔵庫41機種を2025年11月より順次、新たに市場投入し、積極的に拡販に取り組みました。

また、冷蔵庫内の付着菌を除菌するプラズマクラスター技術搭載イオン発生装置のオプションに対する需要も増えてきており、衛生面でのサポートにも注力しております。

一方で、競争環境の激化等による影響や原材料価格の高騰は依然として続いております。

その結果、当事業年度の業績につきましては、売上高469億1千9百万円（前期比2.1%減）、営業利益74億7千7百万円（前期比7.4%減）、経常利益74億4千4百万円（前期比6.5%減）、当期純利益50億7千6百万円（前期比6.7%減）となりました。

品目別の状況は次のとおりであります。

製品の売上高は、前期比2.8%減の262億1百万円であり、総売上高に対する構成比は55.8%となっております。

なお、主な製品は、厨房用縦型冷凍冷蔵庫、店舗用縦型ショーケース、厨房用横型冷凍冷蔵庫、製氷機であります。

商品の売上高は、前期比2.1%減の110億7千1百万円であり、総売上高に対する構成比は23.6%となっております。

なお、主な商品は、店舗設備機器、厨房設備機器、店舗設備工事であります。

また、点検・修理その他の売上高は、前期比0.2%減の96億4千6百万円であり、総売上高に対する構成比は20.6%となっております。

売上高	469億19百万円
	前期比 2.1% 

経常利益	74億44百万円
	前期比 6.5% 

営業利益	74億77百万円
	前期比 7.4% 

当期純利益	50億76百万円
	前期比 6.7% 

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の状況につきましては、特記すべきものはございませんでした。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達の状況につきましては、特記すべきものはございませんでした。

(4) 対処すべき課題

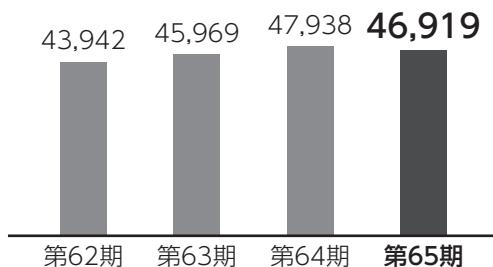
今後の活動につきまして、このたび当社は、直近の業績及び当社を取り巻く事業環境等を総合的に勘案し、企業価値向上と持続的な成長の実現に向けて、中期経営計画（2026年12月期～2028年12月期）を策定いたしました。

その計画にもとづき、最終年度の目標値である売上高544億円、営業利益95億円、経常利益93億円を達成すべく、省力化、省人化、HACCP対応等の店舗運営サポートに加え、環境にやさしい自然冷媒を採用した業務用冷蔵庫の拡販で、外食産業における社会貢献と営業活動を両立できる取り組みを強化してまいります。

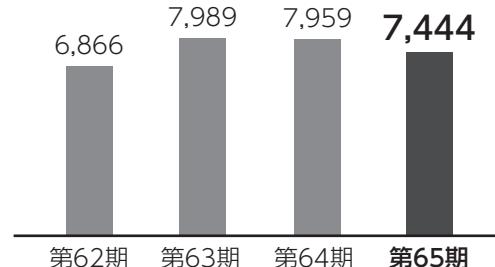
株主の皆様におかれましては、引き続き、変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

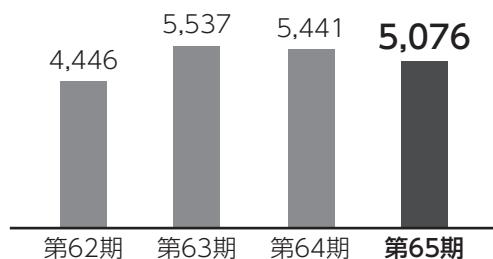
■ 売上高 (百万円)



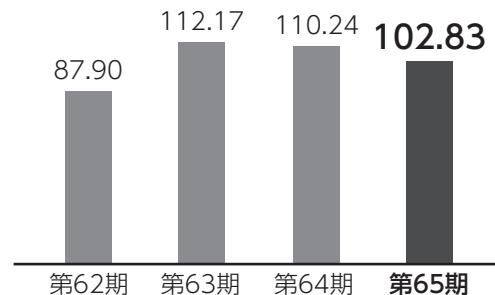
■ 経常利益 (百万円)



■ 当期純利益 (百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (円)



区分	第62期 (2022年12月期)	第63期 (2023年12月期)	第64期 (2024年12月期)	第65期 (当期) (2025年12月期)
売上高 (百万円)	43,942	45,969	47,938	46,919
経常利益 (百万円)	6,866	7,989	7,959	7,444
当期純利益 (百万円)	4,446	5,537	5,441	5,076
1株当たり当期純利益 (円)	87.90	112.17	110.24	102.83
総資産 (百万円)	86,071	92,203	93,566	93,543
純資産 (百万円)	60,196	64,278	68,284	70,549
1株当たり純資産 (円)	1,219.43	1,302.13	1,383.29	1,429.19

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年12月31日現在)

- ①親会社との関係
該当事項はありません。
- ②重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社は、業務用冷凍・冷蔵庫、ショーケース、製氷機の製造販売事業、店舗厨房用冷熱機器等の商品仕入・販売事業及びこれらの点検・修理事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

大 阪 本 社 大阪市天王寺区小橋町3番13号 大和冷機上本町DRKビル
 東 京 本 社 東京都台東区台東2丁目4番3号 大和冷機秋葉原DRKビル
 佐 伯 工 場 大分県佐伯市大字長良3325番地6
 福 岡 工 場 福岡県太宰府市大字北谷字岸田206番地6
 関東大根工場 埼玉県加須市豊野台1丁目345番地5

(9) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減
2,355名	17名減

(注) 上記の従業員数には、嘱託、パート (120名) を含めておりません。

2 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 84,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 51,717,215株（自己株式2,353,901株を含む）
- (3) 株 主 数 2,996名
- (4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社日本冷機	6,913	14.00
有限会社ディ・アール・ケイ	6,386	12.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,156	8.42
尾崎 敦史	3,763	7.62
尾崎 理恵	2,572	5.21
尾崎 雅広	2,300	4.65
CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	1,568	3.17
光通信KK投資事業有限責任組合	1,517	3.07
野村信託銀行株式会社（投信口）	1,442	2.92
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	1,167	2.36

(注) 持株比率は当事業年度末日の自己株式数（2,353,901株）を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	尾 崎 敦 史	社長執行役員
取締役副社長	尾 崎 雅 広	副社長執行役員、工場本部長
専務取締役	杉 田 壽 宏	専務執行役員
取 締 役	小 原 真 一	執行役員、管理担当
取 締 役	出 納 美 宏	
取 締 役	添 田 千 夏	
取 締 役	峠 田 晃 宏	たおだ法律事務所所長
取 締 役	中 西 美 里	
取 締 役	古 谷 英 司	
常勤監査役	赤 壁 誠 司	
監 査 役	加 茂 昌 輝	医療法人生樹会常務理事
監 査 役	西 村 博 史	西村博史会計事務所所長

- (注) 1. 取締役 工藤哲郎氏は、2025年3月28日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 取締役 小原真一氏は、2025年3月28日開催の第64期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役 出納美宏、添田千夏、峠田晃宏、中西美里、古谷英司の5氏は、社外取締役であります。なお、当社は、この5氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役 加茂昌輝、西村博史の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 監査役 赤壁誠司氏は、長年にわたる監査業務の経験を有しており、取締役の職務執行を適切に監査する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 加茂昌輝氏は、医療法人の財務管理、労務管理、吸収合併などの経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 西村博史氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は執行役員制度を導入しております。2025年12月31日現在の執行役員（取締役兼務執行役員4名を除く）は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	長谷川 敬 一	直販東日本担当
執 行 役 員	足 達 俊 介	直販西日本担当
執 行 役 員	城 秀 人	法人担当

(2) 役員を選解任の方針及び手続

当社は、経営陣幹部の選任及び取締役候補者の指名を行うにあたり、役割に応じた専門知識・能力・経験・見識・人柄等について検討し、取締役会において審議のうえ決定します。監査役候補者においても、役割に応じた専門知識・能力・経験・見識・人柄等について検討し、監査役会の同意を得て取締役会において審議して決定します。

解任につきましては、当社の取締役あるいは監査役としての選任基準に定める資質が認められない場合、健康上の理由から職務の継続が困難となった場合、職務執行における不正又は重大な法令・規則違反等があった場合には、解任すべき理由を明らかにしたうえで、取締役会にて協議を行い、解任すべき正当な理由があると取締役会が判断したときは、法令に従い、株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任いたします。

(3) 取締役及び監査役の兼任に関する考え方

当社の取締役及び常勤監査役は、他の上場会社等の役員を兼務しておりません。社外取締役1名は弁護士、社外監査役2名は医療法人常務理事、税理士として活動しておりますが、兼任社数は合理的な範囲内であると考えており、その高度な専門知識及び幅広い見識により、当社の監督ないし監査業務を適切に果たすことができるものと考えております。

なお、当社は株主総会参考書類、有価証券報告書において役員兼任状況を毎年開示しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

なお、被保険者は当社の取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）及び執行役員で、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月25日開催の取締役会決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役報酬は、競争力を有するメーカーの経営者層に対する報酬としてふさわしいものとし、同業他社と比較しても優秀な人材を確保することと業績向上に対する士気や意欲を高め、企業価値の増大に資することを基本方針として、固定報酬としての月額報酬及び役員賞与で構成しております。

取締役の固定報酬は、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度内とし、固定報酬のうち月額報酬は、職責、経験、能力、実績等を考慮して毎月支払うものとし、固定報酬のうち役員賞与は、実績、その他定性要因を考慮して、一定の時期に支払うものとしております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額は2004年3月30日開催の第43期定時株主総会において、年額500,000千円以内（当該総会后取締役11名）と決議されております。

当社の監査役の報酬限度額は2004年3月30日開催の第43期定時株主総会において、年額30,000千円以内（当該総会后監査役4名）と決議されております。

③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度内において、取締役会決議に基づき代表取締役社長尾崎敦史が委任を受けるものとし、各取締役の月額報酬及び役員賞与の額を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が取締役会の決議及び決定方針との整合性を慎重に検討し、決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④当事業年度に係る報酬等の総額

取締役	10名	237,360千円（うち社外5名	35,350千円)
監査役	3名	12,847千円（うち社外2名	6,320千円)

(注) 1. 上記の報酬等には、役員賞与引当金相当額（取締役26,800千円、監査役1,450千円）を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役峠田晃宏氏が兼職しているたおだ法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役加茂昌輝氏が兼職している医療法人生樹会と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役西村博史氏が兼職している西村博史会計事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

取締役出納美宏氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

取締役添田千夏氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

取締役峠田晃宏氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

取締役中西美里氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

取締役古谷英司氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役加茂昌輝氏は、当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役西村博史氏は、当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役出納美宏氏は、企業コンサルティングにより培われた豊富な知識に加えて、当社での社外監査役の経験に基づき当社業務全般についての知識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待していたところ、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において当該視点から積極的に発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

取締役添田千夏氏は、生命保険業界や音楽業界などのマネジメント経験及び会社役員の実験による豊富な知識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待し

ていたところ、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において当該視点から積極的に発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

取締役峠田晃宏氏は、法律に関する非常に高度な知識、並びに弁護士としての幅広い実務経験を有しており、また豊富な職務経験を活かして、当社の監督及び経営全般の助言をいただくことを期待していたところ、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において当該視点から積極的に発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

取締役中西美里氏は、長年にわたる小売業や美容関連事業及びインターネット通販事業の経営管理など豊富な経験・見識を有しております。これらの経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の監督及び経営全般の助言をいただくことを期待していたところ、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において当該視点から積極的に発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

取締役古谷英司氏は、都市銀行における長年の豊富な経験と人事労務（社会保険労務士）、内部統制（公認内部監査人）等専門的な知識・経験に加え、企業経営全般を経験しており、これらに裏打ちされた広い見識により当社経営の監督、助言等を期待していたところ、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において当該視点から積極的に発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33,400千円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,400千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬の額について同意の判断をいたしました。

-
- 2.当社と有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分することが困難であるため、上記の金額についてはこれらの合計額を記載しております。
 - 3.当社は会計監査人に対して、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が3百万円あります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 基本的なコーポレート・ガバナンスの考え方・基本方針

当社は、コーポレート・ガバナンスとは、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会など様々なステークホルダー（利害関係者）との関係における企業経営の基本的枠組みのあり方であると理解しております。また、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような環境を整えることが、継続的な企業価値の向上にとって極めて重要な事項であるとの認識の下、企業を取り巻く経営環境の変化や事業内容、経営規模等を勘案しつつ、コーポレート・ガバナンス体制の充実に取り組んでまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスの体制と運営

① 監督と執行の分離の方針及び委任の範囲

当社取締役会は、取締役会規則において取締役会で付議すべき事項を定め、法令及び定款に定められた事項のほか、M&A、組織再編、多額の資産の取得・処分など当社にかかる重要事項を決定しております。

また、取締役会の決定に基づく業務執行体制として、経営陣で構成される月例報告会を設け、様々な課題を審議しております。さらに、経営陣については職務権限規程を設け業務執行権限を明確にし、機動的な業務遂行が可能な体制を構築しております。

②取締役会の多様性

当社は、当社取締役会が的確かつ迅速な意思決定及び業務執行に対する適切な監督を行うためには、豊富な実績・経験・知見を有する適切な数のメンバーで、活発かつ効率的な審議を行うことが必要であると考えており、このような観点から、当社取締役会は、当社業務に精通した社内取締役とビジネスに関する豊富な経験や専門知識等を有する社外取締役とをそれぞれ一定数置く構成としております。社内取締役に関しては、会社経営上の意思決定に必要な幅広い知識と経験を備え、担当業務を遂行しうる実績と経験を有する者を選任することとしております。他方、社外取締役に関しては、幅広い専門知識や豊富な経験等を活かし、経営についての的確な意見及び助言を述べ、監督機能の強化に寄与することのできる者を選任することとしております。国際性の面につきましては、当社の事業範囲の大部分が国内でありますので、現段階では該当する取締役は選任しておりませんが、今後、海外における事業が拡充した場合は、必要に応じて検討してまいります。ジェンダーの面につきましては、当社の取締役会の適正規模を踏まえて、検討してまいります。

③取締役会及び監査役会の構成

当社取締役会は、会社業務等に精通し機動性のある業務執行取締役と、幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる社外取締役に構成されております。

当社の監査役会は、当社の管理部門で長く経験を重ねた常勤監査役と医療法人の常務理事として活動している社外監査役、及び税理士として活動している社外監査役に構成しており、その高度な専門知識及び幅広い見識により、当社の監督ないし監査業務を適切に果たすことができるものと考えております。

④独立社外取締役の役割

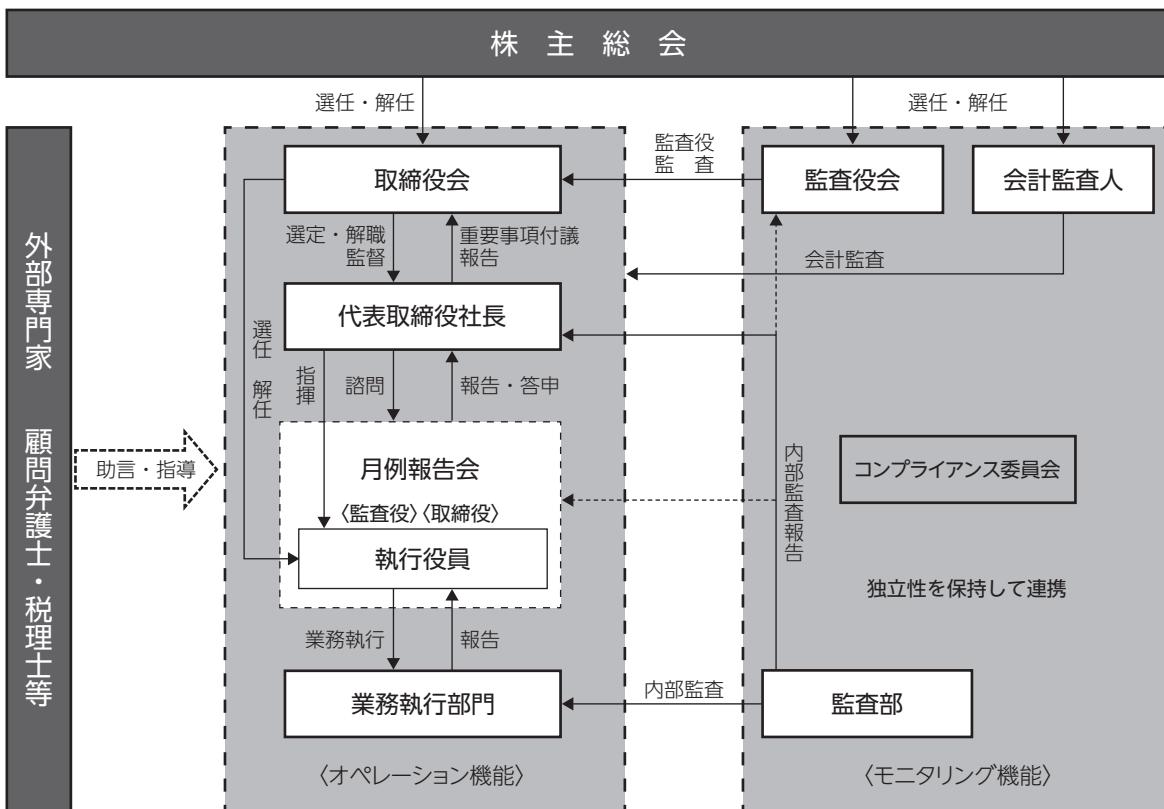
当社の独立社外取締役5名は、いずれもコンプライアンス及びリスクマネジメントに精通した会社役員等の経験者であり、その豊富な知識と経験に基づき、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見及び取締役や主要株主等との取引の監督などの役割を担っております。

⑤取締役会の議長及び運営

当社の取締役会議長は社長が務めることとしております。当社では、取締役会は、原則月に一度、定例の取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を随時開催することとしております。各取締役及び監査役が出席しやすくするために、年間スケジュールや予想される審議事項を通知しており、取締役会の資料は適宜必要に応じて事前に準備しております。また、取締役会の開催にあたっては、十分な審議時間を確保することとしております。

⑥機関設計

当社は「監査役会設置会社」を選択しております。当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。



(3) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、経営上の重要事項を決定し、又は業務執行状況の報告を受けることにより、各取締役の職務の執行を監督する。
- ・各取締役は、法令及び定款に適合するよう、取締役会の決議等に基づき適正に職務を執行するとともに、他の取締役の職務執行が法令及び定款に反していないかを相互監視する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会その他の経営会議体の記録、稟議書等の決裁書類、その他の取締役の業務執行に係る情報については取締役会規則、文書管理規程、その他の社内規程に従い、適正に保存・管理する。
- ・重要な会社情報については、法令、証券取引所規則及び内部者取引管理規則に従い、適時かつ適切に開示する。

③損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の業務執行に係るリスクのうち次に掲げるものを管理を要する重大なリスクと認識し、その把握と管理についての体制を整える。
 - i. 重要な取引先が倒産したとき、又は倒産の恐れが生じたとき
 - ii. 会社の過失等に起因して取引先及びユーザーに多大な損害を与えたとき
 - iii. 火災、地震、風水害等により多大の損害を受けたとき
 - iv. 不慮の事件・事故により相当数の社員の生命又は健康が危機にさらされたとき
 - v. その他経営又は業績に多大な影響を与える事象が発生したとき
- ・リスクのモニタリングは月例報告会にて行う。
- ・リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、前記リスクが発生した場合は、リスク管理規程に従い、迅速に対応を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・経営方針及び経営戦略等に関わる重要な業務執行については月例報告会の審議を経て、取締役会に付議するとともに、定められた一定の業務執行については、月例報告会の審議を経て執行する。
- ・取締役会等の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程等により、各職位の権限と責任を明確にする。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、コンプライアンス体制の基礎として、企業行動規範及びコンプライアンス基本規程を定め、役員・社員が共有し、すべての業務運営の基準とする。
- ・コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置し、内部統制システム・コンプライアンス体制の維持・向上を推進する。また、法令遵守を目的として継続的に、研修会の実施、マニュアルの作成・配布等、啓蒙活動を行う。
- ・各部門・部署の責任者は、業務が社内規程に基づき適正に行われているかを常に監督し、法令違反行為の未然防止に努める。
- ・内部監査部門は、業務監査により業務上の法令違反等の重大な事実を発見した場合は、直ちに取締役及び監査役に報告する。
- ・法令違反その他のコンプライアンスに関する社内の相談及び通報体制につき、既存の制度を一層拡充・充実させ、不正行為等の是正及び未然防止を図る。

⑥当社の業務の適正を確保するための体制

・当社は、経営理念、企業行動規範及びコンプライアンス基本規程を共有する。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要に応じて当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。

・当該監査役補助者に対する指揮命令及び評価は監査役が行い、取締役からの独立性を確保する。

・当該監査役補助者の任命、解任、異動、賃金の改定に関しては、監査役の同意を得たうえで取締役が決定するものとする。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役及び監査役会に報告する。

・取締役は、取締役会、月例報告会等の重要な会議において、内部統制システムの機能状況を含め重要な経営事項について、監査役と情報の共有を行う。

・取締役及び使用人は、監査役監査において、業務執行の状況等の報告を行う。

・内部監査部門は、監査役との定例打合せ会を開くなど、相互の監査結果、是正の状況及び監査計画の進捗状況等について、情報や意見の交換を行う。

⑨監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・役職員が監査役に報告をする機会と体制の確保にあたり、報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報規則に不利益取扱いの禁止を定める。

⑩監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・取締役は、監査役職務の執行について生ずる費用を法令に従って前払い又は償還する。

⑪監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

・取締役は、監査役が監査役会で作成した監査方針・監査計画に従い適切に職務が行えるよう体制の整備に留意する。

・経営トップは、監査役と定期的に懇談会を開催する等、監査役との情報や意見の交換に努める。

・監査役は、会計監査人から会計監査内容についての説明を受けるとともに、情報や意見の交換を行い、連携を図る。

(4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ・取締役会のほか、原則毎月1回、月例報告会を開催し、経営方針の決定、財務報告、業績評価、予算実績の分析や評価について審議いたしました。
- ・コンプライアンスに関しては、事例に基づく検討や説明をする社内研修を定期的を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めました。
- ・監査役は取締役会その他の重要会議に出席するとともに、定期的に代表取締役社長との懇談会で情報交換をし、監査の実効性の向上に努めました。

(5) 資本政策の基本的な考え方

当社は、機動的な財務施策の実施を可能にする強固な財務基盤の構築こそが持続的な企業成長力の源泉となり、更なる企業体質の強化に繋がり、ひいては継続的かつ安定的な株主配当の維持等により株主価値の向上に資するものと考えております。

(6) 政策保有株式の保有方針及び議決権行使の基準

当社は、保有先企業の動向、取引の状況、営業の推進、当該保有株式の市場価格等の状況を踏まえて、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合に、他社の上場株式を保有することを基本方針としております。

政策保有株式については、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から定期的に検証を行い、継続保有の合理性を検討し、保有する目的・経済合理性の観点から、継続保有する意義が十分でないとは判断される銘柄の売却を進め、縮減に努めてまいります。

当社は、毎年、取締役会において、保有する全銘柄について、保有目的、保有の必要性、経済合理性などを精査・検証することとしており、取締役会で精査・検証したところ、現在保有している11銘柄については保有を継続することといたしました。政策保有株式に係る議決権の行使は、以下の基準に沿って対応を行います。

- ① 議案が当社の企業価値向上に資するか否かを判断いたします。
- ② 議案が当社の保有目的に合致するか否かを判断いたします。
- ③ 反社会的行為や重大な法令違反が見られた取締役等の選任議案には反対いたします。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要施策の一つと考えており、財務状況、キャッシュフローなどを勘案のうえ、剰余金の処分により中間配当と期末配当の年2回配当することを基本方針としております。

上記の方針を前提とし、企業価値の向上及び、各ステークホルダーとの関係強化の一環として、当期の期末配当につきましては、1株につき25円とさせていただきます。

これにより中間配当金（1株につき25円）を含めました当期の年間配当金は、1株につき50円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	69,228,822	流動負債	22,584,609
現金及び預金	39,410,621	買掛金	1,205,228
受取手形	1,710,434	未払金	1,350,080
売掛金	3,427,646	未払費用	27,922
有価証券	20,000,000	未払法人税等	1,097,646
商品及び製品	2,424,087	預り金	501,553
仕掛品	564,993	契約負債	17,448,833
原材料及び貯蔵品	979,937	賞与引当金	185,346
点検修理用部品	208,883	役員賞与引当金	28,250
その他の流動資産	502,744	製品保証引当金	237,505
貸倒引当金	△527	その他の流動負債	502,241
固定資産	24,314,488	固定負債	409,032
有形固定資産	12,973,044	その他の固定負債	409,032
建物	4,841,267		
構築物	90,750		
機械装置	1,251,431		
車輛運搬具	10,508		
工具器具備品	444,003		
土地	6,014,839		
建設仮勘定	320,243		
無形固定資産	216,326		
ソフトウェア	176,088		
ソフトウェア仮勘定	31,511		
電話加入権	8,726		
投資その他の資産	11,125,117		
投資有価証券	775,609		
破産更生債権等	54,736		
長期前払費用	201,956		
繰延税金資産	866,335		
敷金及び保証金	280,270		
長期預金	9,000,000		
その他の投資	4,542		
貸倒引当金	△58,333		
資産合計	93,543,310	負債合計	22,993,642
		【純資産の部】	
		株主資本	70,249,228
		資本金	9,907,039
		資本剰余金	9,867,880
		資本準備金	9,867,880
		利益剰余金	52,913,458
		利益準備金	578,170
		その他利益剰余金	52,335,287
		別途積立金	14,170,382
		繰越利益剰余金	38,164,905
		自己株式	△2,439,149
		評価・換算差額等	300,439
		その他有価証券評価差額金	300,439
		純資産合計	70,549,667
		負債・純資産合計	93,543,310

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		46,919,738
売上原価		20,587,412
売上総利益		26,332,325
販売費及び一般管理費		18,854,802
営業利益		7,477,522
営業外収益		
受取利息及び配当金	150,163	
受取補償金	44,983	
その他の営業外収益	63,573	258,719
営業外費用		
スクラップ処分費	231,822	
その他の営業外費用	59,806	291,628
経常利益		7,444,613
特別利益		
投資有価証券売却益	36,740	36,740
特別損失		
固定資産除却損	17	17
税引前当期純利益		7,481,336
法人税、住民税及び事業税	1,774,304	
法人税等調整額	630,952	2,405,256
当期純利益		5,076,080

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	9,907,039	9,867,880	9,867,880	578,170	14,170,382	36,050,639	50,799,192
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△2,961,814	△2,961,814
当期純利益	—	—	—	—	—	5,076,080	5,076,080
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	2,114,265	2,114,265
当期末残高	9,907,039	9,867,880	9,867,880	578,170	14,170,382	38,164,905	52,913,458

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,438,656	68,135,455	148,837	148,837	68,284,293
当期変動額					
剰余金の配当	—	△2,961,814	—	—	△2,961,814
当期純利益	—	5,076,080	—	—	5,076,080
自己株式の取得	△492	△492	—	—	△492
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	151,601	151,601	151,601
当期変動額合計	△492	2,113,773	151,601	151,601	2,265,374
当期末残高	△2,439,149	70,249,228	300,439	300,439	70,549,667

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等…総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製品・原材料・仕掛品…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年、機械装置 7～17年、工具器具備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品の保証期間中の費用の支出に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5つのステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

製品及び商品の販売

製品及び商品の販売においては、主に厨房用縦型冷凍冷蔵庫や店舗用縦型ショーケース、店舗設備機器等の製造及び販売並びに据付・設置工事を行っております。これらの製品及び商品の販売については、以下の時点で顧客が約束した財の支配を獲得し、当社が履行義務を充足するため収益を認識しております。

- ・据付・設置工事を伴う場合は、工事が完成し顧客との間で引渡完了を確認した時点
- ・据付・設置工事を伴わない場合は、顧客に製品及び商品を引渡した時点
点検・修理等

点検サービスにおいては、主に業務用冷凍冷蔵庫を中心にメンテナンス・サービスを行っております。メンテナンス・サービスは一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。

修理などの役務作業においては、主に業務用冷凍冷蔵庫の修理を行っております。顧客がサービスを受けた時点で便益を享受することから、サービスを提供した時点で収益を認識しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

18,721,581千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1 当事業年度末日における発行済株式の総数

普通株式 51,717,215株

2 当事業年度末日における自己株式の数

普通株式 2,353,901株

3 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	配当の原資	配当金総額 (千円)	1株当たり配当金 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月14日 取締役会	利益剰余金	1,727,726	35.00	2024年12月31日	2025年3月31日
2025年8月9日 取締役会	利益剰余金	1,234,087	25.00	2025年6月30日	2025年9月2日

4 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	配当の原資	配当金総額 (千円)	1株当たり配当金 (円)	基準日	効力発生日
2026年2月10日 取締役会	利益剰余金	1,234,082	25.00	2025年12月31日	2026年3月30日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

未払事業税	75,727千円
製品保証引当金	72,676千円
棚卸資産評価損	49,699千円
賞与引当金	56,716千円
投資有価証券評価損	6,154千円
未払役員退職慰労金	125,785千円
電話加入権評価損	22,456千円
減価償却超過額	36,020千円
過年度分点検売上	680,411千円
貸倒引当金	17,363千円
その他	38,660千円
小計	1,181,671千円
評価性引当額	△177,177千円
繰延税金資産合計	1,004,494千円

(2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	138,158千円
繰延税金負債合計	138,158千円
繰延税金資産（負債）の純額	866,335千円

(3) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実行率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

(収益認識に関する注記)**1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報**

品目		当事業年度	
		金額 (千円)	構成比 (%)
製品	厨房用縦型冷凍冷蔵庫	11,572,774	24.7
	店舗用縦型ショーケース	5,511,758	11.7
	厨房用横型冷凍冷蔵庫	3,270,345	7.0
	製氷機	2,892,274	6.1
	その他	2,954,281	6.3
	小計	26,201,433	55.8
商品	店舗設備機器	5,957,878	12.7
	厨房設備機器	4,855,377	10.3
	店舗設備工事	258,207	0.6
	小計	11,071,463	23.6
点検・修理等		9,646,841	20.6
合計		46,919,738	100.0

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	5,417,613
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,138,081
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	17,261,406
契約負債（期末残高）	17,448,833

契約負債は、主に一定期間にわたり収益を認識する履行義務に係る対価を顧客から受け取った前受収益であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,773,305千円であります。

当事業年度において、契約負債が187,427千円増加しました。増減の主な要因は、新たなメンテナンス・サービスに係る顧客からの受領額8,117,773千円と、当事業年度において収益の認識に伴い取り崩された7,936,057千円との差額による181,716千円と、製品及び商品に係る顧客からの前受金の増加額5,711千円によるものであります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務は、主に一定期間にわたり収益を認識するメンテナンス・サービスについて、契約内容に基づき顧客から受けた前受収益に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	5,767,030
1年超2年以内	3,536,952
2年超3年以内	2,929,187
3年超4年以内	2,306,405
4年超5年以内	1,641,066
5年超6年以内	971,406
6年超7年以内	296,783
合計	17,448,833

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・短期の定期預金・長期預金などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規程に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

有価証券は、合同運用指定金銭信託であり、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品であり、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	775,609	775,609	-
(2) 長期預金	9,000,000	7,771,094	△1,228,905
資産計	9,775,609	8,546,704	△1,228,905

注1.現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、有価証券は現金と同様の性格を有する合同運用指定金銭信託であり、すべて短期であるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

注2.金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
有価証券				
その他有価証券のうち 満期のあるもの				
合同運用指定金銭信託	20,000,000	—	—	—
長期預金	—	—	7,500,000	1,500,000

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

1.時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
①投資有価証券 その他有価証券	775,609	—	—	775,609

2.時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
②長期預金	－	7,771,094	－	7,771,094

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

①投資有価証券

上場株式等は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

②長期預金

これらの時価は、新規に同様の預入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引いた現在価値であり、取引金融機関から提示された価格により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	1,429円19銭
2	1株当たり当期純利益	102円83銭

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月9日

大和冷機工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田博規

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上育史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和冷機工業株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月10日

大和冷機工業株式会社 監査役会

常勤監査役 赤壁 誠司 ㊟

社外監査役 加茂 昌輝 ㊟

社外監査役 西村 博史 ㊟

以上

株主総会会場ご案内略図

会場

大阪市中央区備後町2丁目5番8号
綿業会館新館7階大会場



交通



地下鉄 本町駅3番出口より徒歩約5分

地下鉄 堺筋本町駅17番出口より徒歩約5分

- 駐車場の設備はございませんので、あしからずご了承ください。